

新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金 Q & A

No	区分	事業名	質問	回答	
1	手続き	共通	設備整備（購入）は、交付決定後に行わなければならないか。	補助対象期間内であれば、交付決定前に整備（購入）した場合も対象となります。ただし、交付申請の審査において補助金の対象外となる場合や、予算に限りがあるため調整させていただく場合があります。	
2	手続き	共通	概算払を受けることは可能か。	今回は、申請兼実績報告となりますので、概算払は行いません。	修正
3	手続き	共通	実績報告は、いつ行えばよいか。	今回は、申請兼実績報告となります。 設備のみを整備した場合は、令和5年2月29日までに交付申請書兼実績報告書の提出をお願いします。 個人防護具のみ申請される医療機関、設備及び個人防護具を申請される医療機関の交付申請申請書兼実績報告の提出時期については、HPでお知らせします。	修正
4	手続き	共通	実績報告書を提出し、補助金の交付を受けた後、必要な手続きがあるか。	補助を受けた医療機関は、補助金交付要綱で定める「消費税仕入控除報告」を消費税の確定申告後、速やかに提出することとなっています。 おって、提出時期になりましたらご案内いたしますので、ご準備をお願いします。	
5	手続き	共通	購入した設備は、使用後、廃棄処分したり、他の目的に利用してもよいか。	購入した設備の廃棄処分や目的外使用は、一定の期間、知事の承認が必要とされるなど、その処分に制限が設けられています。 また、補助金の返還を命じられる場合がありますのでご注意ください。	
6	補助金額	共通	基準額が交付されるのか。	基準額はあくまで上限額となります。真に必要な経費を算出いただいた上で、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。 なお、基準額（上限額）を超える部分については、申請者の自己負担となります。	
7	補助金額	共通	基準額の「知事が認める額」とは。	上限額はありますが、その設備整備に必要とされ、見積書等の資料から審査し、必要と判断される額です。	
8	補助金額	共通	基準額（上限額）は税込の金額か。	税込の金額です。 申請額も税込金額で申請してください。	
9	補助対象	共通	設備整備の対象期間は。	設備は令和5年10月1日～令和6年1月31日が補助対象期間です。 令和6年1月31日までの納品が間に合わなかった設備等については、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。 個人防護具の補助対象期間については、HPでお知らせします。	修正
10	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	簡易診察室などの「付帯する備品」のみを申請することができるか	「付帯する備品」のみを申請することはできません。 補助対象設備と一体的に整備する場合は対象となります。	
11	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	個人防護具の対象品目は。	補助対象となるのは、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドです。 消毒薬は個人防護具には含まれません。	
12	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	個人防護具の基準額（上限額）の算出はどのように考えれば良いか。 （「1人3,600円」の人数とは）	例えば、1日あたり医師等合計2人対応で、補助対象期間が10日の場合 （2人×10日（補助対象期間）×3,600円＝72,000円） ※ただし、計算された基準額はあくまで上限額ですので、補助対象額と基準額（上限額）と比較し、低い額を交付することとなります。 ※従事するスタッフには、事務員は含まれません。 対応人数＝1日に新型コロナウイルス感染症患者や疑い患者の診療・検査に従事するスタッフ人数 補助対象期間＝感染拡大期間（HPでお知らせします）	修正
13	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	建設や施設の改修工事等は、補助対象にならないか。	建設や施設の改修工事、建物の恒久的な資産価値を増加させる工事等は補助対象となりません。 ただし、補助対象となる設備を購入し、その設備を設置するための工事は、上限額の範囲内で設備整備費に含めて補助対象となります。たとえば、HEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、診察室への設置工事を要する場合、設備購入費に設置工事費を加えて、1施設あたり905,000円の範囲内で補助申請できます。	
14	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	新型コロナウイルス感染症患者を必ず受け入れを行う必要があるか。また、受け入れ実績の期間は。	「入院医療機関」においては、令和3年度から交付申請日までに1回でも“新型コロナウイルス感染症患者”を受け入れを行っていれば補助対象となります。 「外来対応医療機関」、「救急・周産期・小児医療」においては、令和3年度から交付申請日までに“新型コロナウイルス感染症患者”及び“新型コロナウイルス感染疑い患者”の受け入れを行っていれば、補助対象となります。 ※疑い患者とは・・・発熱や咳等の症状を有している者がPCR検査等を行った結果、陰性だった患者	
15	補助対象	・外来対応医療機関 確保事業	外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受けていれば、申請を行っていいか。	令和5年3月10日以降に外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受ければ、補助対象となります。	
16	補助対象	・外来対応医療機関 確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を必ず受け入れをする必要があるか。	新型コロナウイルス感染症患者の受け入れは補助要件ではありませんが、令和5年度中は、外来対応医療機関の対応を行うことが要件ですので、積極的な受け入れをお願いします。	
17	補助対象	・外来対応医療機関 ・外来対応医療機関 確保事業	外来対応医療機関確保事業で補助申請を行い、その後、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れを行ったため、外来対応医療機関の補助申請を行うことは可能か。	可能です。	
18	手続き	共通	新型コロナウイルス感染症患者を申請日までに、受け入れしなかったため、申請しませんでした。締切日以降に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れをした場合、申請することは可能か。	締切日以降の申請の受付は行いません。	修正
19	補助対象	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	個人防護具は補助対象期間に購入した分の申請が可能か。	補助対象期間に「使用した分」のみの申請が可能です。	追加
20	手続き	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	個人防護具は申請兼実績報告時に、納品書及び請求書は必要か。	納品書及び請求書の提出は求めません。ただし、見積書等単価がわかる書類の提出をお願いします。	追加
21	手続き	・入院医療機関 ・外来対応医療機関 ・救急・周産期等	個人防護具の使用実績は、どのように確認するのか。	県が指定する使用実績内訳書で確認しますので、使用実績数の管理をお願いします。	追加
22	補助対象	・入院医療機関	病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備について、どのような設備が該当するか。	例えば、これまで病棟単位や区画単位で対応してきた医療機関が、病室単位によるゾーニングに切り替えることに伴って新規に必要な設備（例：HEPAフィルター付パーテーション等）を想定しています。	追加